

第 1 回電力ワーキンググループにおける主な意見等

8 月 31 日に開催された第 1 回電力ワーキンググループにおける、裾切り方式の要件、排出係数、京都メカニズムクレジットやグリーン電力証書の取り扱い等に関する主な意見等は、以下のとおりである。

1 . W G における検討範囲

- 基本方針（閣議決定部分）及び解説資料が検討範囲

2 . 裾切り方式について

- 排出係数のみの判断ではなく、新エネルギー・未利用エネルギー等を含めた多面的評価（ポイント制）が必要
- 全国一律に設定する場合は緩い基準、地域ごとに設定する場合は各地域における電気事業者の排出係数等を踏まえた基準とする
- 具体的な排出係数や配点等まで決定するかは検討が必要。基本的な共通の要件を定め、その後は調達者が要件を設定するという考え方もある
- 地域ごとに裾切りを設定することについては概ね了承

3 . 排出係数について

（ 1 ） 排出係数の算定について

- 地球温暖化対策推進法の排出係数を利用すべき

（ 2 ） 排出係数確定までの時間差について

- 会計年度にとらわれず新しい排出係数の確定時から当該係数を利用するという考え方もある

（ 3 ） 入札時に利用した排出係数と実際の排出係数に差がある場合の対応

- 入札時に利用した排出係数と実際の排出係数に差がある場合の対応を検討することが必要
- 入札時に利用したの排出係数は、裾切りの条件であることから差があることについて特段の考慮は不要ではないか（法の目的は事業者に削減のインセンティブを与えることで、担保させることではないと考えるため）
- 入札時の排出係数を事後的に担保しようとした場合、大きなリスクをとってまで応札する事業者がいるかどうか疑問。

4．事業者の環境配慮の取組について

(1) 事業者の取組の評価について

- 排出係数のみの判断ではなく、新エネルギー・未利用エネルギー等を含めた多面的評価（ポイント制）が必要（再掲）
- 京都メカニズムクレジットやグリーン電力証書などを排出係数自体に組み込むのか、排出係数以外のポイントとして判断するのかについて検討が必要

(2) グリーン電力証書について

- グリーン電力証書を考慮する場合は RPS 法とダブルカウントにならない仕組みが必要
 - ⇒ グリーン電力証書は RPS 法とダブルカウントになっていないものを認証する仕組み
- 電気事業者が R P S 法で新エネの推進をする一方で、需要家（お客様）の負担で新エネを推進する方法としてグリーン電力証書は位置づけられると理解。供給者側の選定に当たる入札に導入するべきではない。
- グリーン電力証書は消費者向けという意見もあるが、考慮してもよいのではないか
- グリーン電力証書の価値が入札発注者にわたる仕組みとする（国等へ権利を譲渡）方法も考えられる。
- グリーン電力証書を全体の排出係数に反映させる場合、影響するほど出回っていないのではないか
- グリーン電力証書を裾切りの評価に反映するにあたって顧客に権利が移る仕組みは、毎年購入が必要。購入量にもよるが、現実的ではないのではないか。
-

(3) 京都メカニズムクレジットについて

- クレジットを温対法に基づく C O 2 排出係数に反映できる仕組みを早急に作るべき。
- 温対法の排出係数については、本WGの命題ではなく、温対法などの検討の中で一般的なルールを決めた上で、基本方針に反映するという考え方ではないか。独自のものを本WGで決めるべきではない。
- P P S はクレジットを取得していない点も考慮して欲しい。
- 例えば、国に譲渡し償却したものは排出係数に反映する等、一定の区切りとなる行為が必要。
- クレジットを温対法排出係数に是非反映させて欲しい。
-
- クレジットをどのように考慮するか、算定公表制度の排出係数に反映させるなら温対法の検討を待つ必要があるが、入札に当たってクレジット分を kWh

当たりの排出係数に反映させることは可能

- 広くお客様にクレジットの反映された係数の電気を提供するために、温対法に基づく排出係数に反映させることが本来
- クレジットを温対法上の係数に反映するのに時間がかかる場合、環境配慮契約法上の係数を作るという考えは有りうると思うが、係数の種類が増えてしまう。
- 個別契約でクレジットを評価対象とすると、既に大量のクレジットを持っている一般電気事業者が圧倒的に有利になってしまう。

5. 横断的な意見等について

- 「公正な競争」について範囲を拡げたほうがよいのではないか
 - ⇒ 「公正な競争」の趣旨を明確にするため、事業者間の競争を不当に阻害しないことにも当然配慮していくことを「(2) 基本的な考え方」等で補足
- 各経済主体がそれぞれCO₂削減に努力することが必要。
- 各省庁等が自らのCO₂排出削減の辻褄合わせのために、意図的にCO₂排出係数の裾切りを設定するべきではないことは基本方針に明記すべき。
- 電力使用量を削減していくというメッセージの発信が必要
 - ⇒ 基本的事項の3つ目に「エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努める」旨記載済

6. 第1回WG終了後に委員から寄せられた意見

(1) 排出係数について

- 現行の国の裾切り方式の東京都内への電気を供給する場合の需要端のCO₂排出係数の算定方法
 - ⇒ 東京電力管内全体に供給する電気と同じとみなし排出係数を算定
- 入札の公平性、透明性の観点から、データの妥当性を入札実施者及び第三者が確認できることが必要
 - ⇒ データ確定までの時差が生ずるが「前年度1kWh当たりの全電源平均CO₂排出係数」等の地域を限定しない温対法に基づく算定方法を採用すべき

(2) 京都メカニズムクレジットの排出係数への反映について

- クレジットの排出係数への反映のさせ方は、その事業者の平均的なCO₂排出係数を算出する中に反映させることが妥当
- クレジットの排出係数への反映は、温対法の改正を伴うような重要な議論であることから、今回の基本方針に定めることは時期尚早

(3) グリーン電力証書の取り扱いについて

- グリーン電力証書は、個別のプロジェクトで提示する CO₂ 排出係数に反映できる方法とすべき
- グリーン電力証書を入札参加要件に活用する場合は、管理・運営をより公的なものに位置づけるなどの慎重な検討が必要

(4) 環境配慮の取組の考慮について

- 環境配慮の取組の考慮は、裾切り基準を厳しくするのではなく入札参加への門戸を拡大するという視点で実施されるべき